



令和3年7月28日
税 務 課

スマホ決済アプリで市税が 納付できるようになります

市では、8月1日から、市税のキャッシュレス決済サービスを次のとおり導入します。
自宅にいながら24時間いつでも納付できるようになり、人との接触の機会も減るため、新型コロナウイルスの感染リスクの軽減も期待されます。

納付書に印字されているバーコードをスマホ決済のアプリで読み込むことにより、市税を納付することができます。

- 1 サービス開始日 令和3年8月1日（日）～
- 2 対象税目 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- 3 対応アプリ P a y P a y、L I N E P a y
- 4 その他
 - ・納期限が過ぎているもの、納付書1通当たりの金額が30万円を超えるもの、納付書にバーコードが印字されていないものは、スマホ決済を利用できません。
 - ・領収書は発行されません。各アプリの納付履歴で確認してください。領収書が必要な場合は、金融機関等で納付してください。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：税務課 収税係 五十嵐
電話：0250-62-2510（内線2681）
mail：zeimu@city.agano.niigata.jp

スマホ決済アプリで 阿賀野市の市税の納付が できるようになりました！

＜対象税目＞

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

PayPay および LINE Pay アプリで、電子マネーによる市税の納付ができます。
◆納付によるポイント付与はありません。



STEP 1

アプリにマネーチャージ

アプリで電子マネーをチャージします。(オンラインで提携銀行口座から、もしくはコンビニ ATM など)

STEP 2

バーコードを読み込む

アプリの請求書払いを選択し、カメラで納付書のバーコードを読み込み決済画面に進みます。

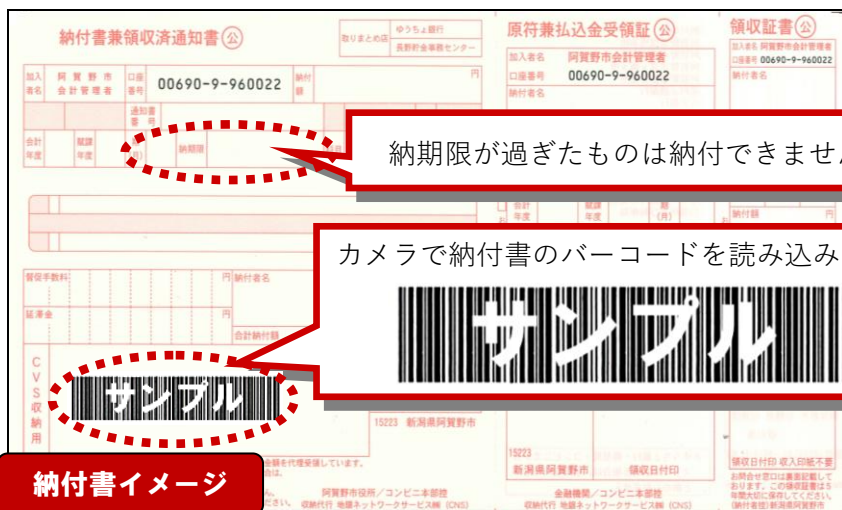
STEP 3

支払い完了

支払う金額を確認し、決済すれば支払い完了です。
領収書は発行されません



▼アプリダウンロードはこちらのQRコードから▼



LINE がインストールされている場合は、あらためてアプリをインストールする必要はありません。メニューのウォレットから始められます。

注意事項

◆スマホ決済では、領収書が発行されません。アプリの納付履歴でご確認ください。領収書が必要な場合は、市役所・金融機関等の窓口で現金納付してください。◆軽自動車税継続検査用納税証明書の発行は市役所・各支所で別途申請が必要です。◆コンビニ用のバーコードとスマホ決済用のバーコードは兼用です。◆市役所・金融機関の窓口では電子マネーで納付できません。◆アプリの利用方法は、各アプリのホームページでご確認ください。◆納付書ごとに納付手続きが必要です。市税の納付は、なるべく便利で確実な口座振替をご利用ください。◆納付によるポイント付与はありません。

＜問い合わせ先＞ 阿賀野市税務課収税係 ☎ 0250-61-2472(直通)